

感染症法における対象疾患

感染症法では、病気の重篤度や病原体の感染力の強さなどから感染症を一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ、指定感染症や疑似症に分類されています。

これらの感染症は、さらに全数把握感染症と定点把握感染症に区別されています。

1.全数把握疾患感染症

すべての医療機関は、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症の患者を診察した場合や、五類感染症のうち法律で定められたもの（全数把握感染症）に該当する患者を診断した場合は、最寄りの保健所に届け出ることになっています。

2.定点把握疾患感染症

各地域の人口の割合に応じて指定された定点（指定届出医療機関）から定点把握感染症の患者を診断した場合は、毎週（又は毎月）、週単位（又は月単位）で当該患者数を保健所に届け出ることが決められており、地域の感染症の流行状況が迅速に把握出来る体制になっています。

一類～四類全数把握疾患

類型	対象疾病	対象とする感染症患者等の状態(注)			調査単位(届出時期)	必要に応じて病原体の検査を行うもの(☆)
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
1類	(1)エボラ出血熱	○	○	○	診断後直ちに	☆
	(2)クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○		☆
	(3)痘そう	○	○	○		☆
	(4)南米出血熱	○	○	○		☆
	(5)ペスト	○	○	○		☆
	(6)マールブルグ病	○	○	○		☆
	(7)ラッサ熱	○	○	○		☆
2類	(8)急性灰白髄炎	○	×	○	診断後直ちに	☆
	(9)結核	○	○	○		☆
	(10)ジフテリア	○	×	○		☆
	(11)重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		☆
	(12)鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	○	○	○		☆
3類	(13)コレラ	○	×	○	診断後直ちに	☆
	(14)細菌性赤痢	○	×	○		☆
	(15)腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○		☆
	(16)腸チフス	○	×	○		☆
	(17)パラチフス	○	×	○		☆
4類	(18)E型肝炎	○	×	○	診断後直ちに	☆
	(19)ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	○	×	○		☆
	(20)A型肝炎	○	×	○		☆
	(21)エキノкокクス症	○	×	○		☆
	(22)黄熱	○	×	○		☆
	(23)オウム病	○	×	○		☆
	(24)オムスク出血熱	○	×	○		☆
	(25)回帰熱	○	×	○		☆
	(26)キャサヌル森林熱	○	×	○		☆
	(27)Q熱	○	×	○		☆
	(28)狂犬病	○	×	○		☆
(29)コクシジオイデス症	○	×	○	☆		

(注) 国の届出基準により診断されたもの

四類全数把握疾患

類型	対象疾病	対象とする感染症患者等の状態(注)			調査単位(届出時期)	必要に応じて病原体の検査を行うもの(☆)
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
4類	(30)サル痘	○	×	○	診断後直ちに	☆
	(31)腎症候性出血熱 (HFERS)	○	×	○		☆
	(32)西部ウマ脳炎	○	×	○		☆
	(33)ダニ媒介性脳炎	○	×	○		☆
	(34)炭疽	○	×	○		☆
	(35)つつが虫病	○	×	○		☆
	(36)デング熱	○	×	○		☆
	(37)東部ウマ脳炎	○	×	○		☆
	(38)鳥インフルエンザ	○	×	○		☆
	(39)ニパウイルス感染症	○	×	○		☆
	(40)日本紅斑熱	○	×	○		☆
	(41)日本脳炎	○	×	○		☆
	(43)ハンタウイルス肺症候群	○	×	○		☆
	(43) Bウイルス病	○	×	○		☆
	(44)鼻疽	○	×	○		☆
	(45)ブルセラ症	○	×	○		☆
	(46)ベネズエラウマ脳炎	○	×	○		☆
	(47)ヘンドラウイルス感染症	○	×	○		☆
	(48)発しんチフス	○	×	○		☆
	(49)ポツリヌス症	○	×	○		☆
	(50)マラリア	○	×	○		
	(51)野兔病	○	×	○		☆
	(52)ライム病	○	×	○		☆
	(53)リッサウイルス感染症	○	×	○		☆
	(54)リフトバレー熱	○	×	○		☆
	(55)類鼻疽	○	×	○		☆
	(56)レジオネラ症	○	×	○		☆
	(57)レプトスピラ症	○	×	○		☆
(58)ロッキー山紅斑熱	○	×	○	☆		

(注) 国の届出基準により診断されたもの

五類全数把握疾患

類型	対象疾病	対象とする感染症患者等の状態(注)			調査単位(届出時期)	必要に応じて 病原体の検査を行う もの(☆)
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
5類	(58)アメーバ赤痢	○	×	×	診断から7日以内	☆
	(59)ウイルス性肝炎(A型肝炎及びE型肝炎を除く)	○	×	×		
	(60)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	○	×	×		☆
	(61)クリプトスポリジウム症	○	×	×		
	(62)クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×		☆
	(63)劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×		☆
	(64)後天性免疫不全症候群	○	×	○		☆
	(65)ジアルジア症	○	×	×		
	(66)髄膜炎菌性髄膜炎	○	×	×		☆
	(67)先天性風しん症候群	○	×	×		☆
	(68)梅毒	○	×	○		
	(69)破傷風	○	×	×		☆
	(70)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×		☆
	(71)バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×		☆
(72)風しん	○	×	×			
(73)麻しん	○	×	×			
指定	(99)インフルエンザ(H5N1)	○	○	×	診断後直ちに	☆

(注) 国の届出基準により診断されたもの

五類定点把握疾患

	対象疾病	対象とする感染症患者等の状態(注)			調査単位(届出時期)	報告(届出)	病原体定点 の対象疾病 (★)	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者				
5類	(74)RSウイルス感染症	○	×	×	週(次の月曜)	小児科定点		
	(75)咽頭結膜熱	○	×	×			★	
	(76)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×			★	
	(77)感染性胃腸炎	○	×	×			★	
	(78)水痘	○	×	×				
	(79)手足口病	○	×	×			★	
	(80)伝染性紅斑	○	×	×				
	(81)突発性発しん	○	×	×				
	(82)百日咳	○	×	×			★	
	(83)ヘルパンギーナ	○	×	×			★	
	(84)流行性耳下腺炎	○	×	×			★	
	(85)インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	○	×	×	週(次の月曜)	インフルエンザ定点	★	
	(86)急性出血性結膜炎	○	×	×	週(次の月曜)	眼科定点	★	
	(87)流行性角結膜炎	○	×	×			★	
	(88)性器クラミジア感染症	○	×	×	月(翌月初日)	性感感染症定点		
	(89)性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×				
	(90)尖圭コンジローマ	○	×	×				
	(91)淋菌感染症	○	×	×				
	(92)クラミジア肺炎(オウム病を除く)	○	×	×	週(次の月曜)	基幹定点		
(93)細菌性髄膜炎	○	×	×	★				
(94)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×	月(翌月初日)				
(95)マイコプラズマ肺炎	○	×	×	週(次の月曜)				
(96)無菌性髄膜炎	○	×	×		★			
(97)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	月(翌月初日)				
(98)薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×					
厚生労働省令で定める疑似症	(100)摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)				診断後直ちに		疑似症定点	
	(101)発熱及び発しん又は水疱							

(注) 国の届出基準により診断されたもの